

電子決済等代行業者との契約内容

当社は、平成 30 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」およびそれに係る政府令等に基づき、eBAgent および BizHawkEye サービス(以下、本サービス)に関して電子決済等代行業者(株式会社 NTT データ)と締結する契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当社と電子決済等代行業者等との賠償責任の分担に関する事項
 - (1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、電子決済等代行業者が速やかにその原因を究明し、電子決済等代行業者サービス利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、損害を賠償します
 - (2) 電子決済等代行業者は、上記(1)の損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、責めに帰すべき事由の大きさを考慮し当社に求償することができます。また、当該損害が当社または電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当社及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。
 - (3) 当社は、みなとホームバンキングサービス(VAUX)、VAUX 全銀ファイル伝送サービス、みなとパソコンサービス(アンサーSPC(VAUX))に関して利用者に生じた損害、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断した場合、利用者に生じた損害を賠償します。
 - (4) 当社は、上記(3)の損害について、電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由がある場合、責めに帰すべき事由の大きさを考慮し電子決済等代行業者に求償することができます。また、当該損害が、当社又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当社及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。
2. 電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項
 - (1) 電子決済等代行業者は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ電子決済等代行業者サービス利用規約に従って取り扱うものとします。
 - (2) 電子決済等代行業者は、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。
 - (3) 電子決済等代行業者は、当社が認める基準にしたがったセキュリティを維持するものとします。
 - (4) 当社は、電子決済等代行業者のセキュリティが当社が認める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは電子決済等代行業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に本サービスの停止を求めることができます。

3. 電子決済等代行業再委託者等が取得した利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項
- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者が本サービスを活用して提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとし、ます。
 - (2) 当社は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対し、係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めることができるものとします。
 - (3) 当社が当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めたにもかかわらず、電子決済等代行業者が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との接続を停止しない場合、当社は、電子決済等代行業者に当該電子決済等代行業再委託者との接続に係る電子決済等代行業者外部接続サービスの提供停止を求めることができるものとします。
- ※ 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項のいずれかに該当する事業者のことをいいます。

以上